

議案第四百号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
港区立精神障害者地域活動支援センター条例（平成二十七年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「東京都港区高輪一丁目四番八号」を「東京都港区浜松町二丁目六番五号」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

精神障害者地域活動支援センターの位置を変更するため、本案を提出いたします。